

豊橋市立下条小学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月1日 改定

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやしたり、傍観したりすることは絶対に許されないという姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめの発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安全に安心して生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身につけることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、いじめは重大な人権侵害であるという認識のもとに、児童の自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

(1) いじめについての基本的な認識

いじめとは「当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」とする。

※本人が心身の苦痛を感じていれば、たとえ軽微なもの・短期間なものであっても「いじめがあった」という認識のもとに、迅速かつ誠実に対応する。

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間外れ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

(2) いじめの理解

① いじめはどの集団にもどの児童にも起こり得る問題である。

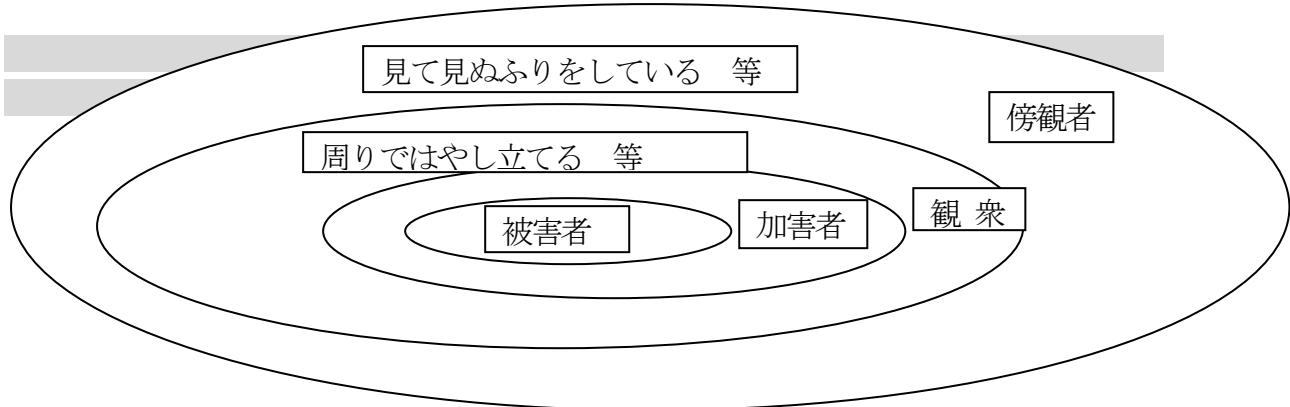
友人関係における双方の力関係のバランスが崩れると、「遊び・ふざけ」が「いじめ」へと変わったり、多くの児童が入れ替わりながらいじめを繰り返したりします。また、「暴力を伴わないいじめ」でっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様、生命又は身体に重大な危険を生じさせることもある。

② いじめの構造や、児童の人間関係を踏まえた指導が必要である。

日頃から、学級の所属集団に存在する人間関係の序列化やグループ化など、構造上の問題を十分踏まえておく必要がある。その上で、いじめの「加害者」「被害者」という関係だけでなく、「観衆」としてその周りでいじめ行為をはやし立てたりおもしろがったりする者や、「傍観者」として見て見ぬふりをして黙っている者等、いじめの構造的な人間関係にも注意を払う必要がある。

いじめを防ぐには、「傍観者」の中から勇気をふるっていじめを抑止する「仲裁者」やいじめを告発する「相談者」が現れるかどうかがポイントになる。学級・ホームルーム担任が信頼される存在として児童の前に立つことによって初めて、児童の間から「相談者」や「仲裁者」の出現が可能となる。加えていじめの傍観者が「仲裁者」や「相談者」に転換するように促す取り組みを、道徳科や学級・ホームルーム活動等において行うことが重要である。

いじめの構造



※相談者…被害者の側に立って、いじめを告発する存在

※仲裁者…加害者に対して、勇気を出していじめを抑止する存在

③ 常に重大事態を想定して指導にあたる

いじめは大人の目が届きにくいところで行われていることが多いことから、いじめが発見、認知されたときには、すでに重大な事態に至っている可能性があることを十分に理解した上で対処することが大切である。

④ 特別な教育的配慮が必要な児童の背景を理解して指導にあたる

発達障害のある児童やその疑いのある児童、特別支援学級に在籍している児童、または外国人児童生徒等がいじめを受けたりする場合がある。これらの児童は、その特性から自分の気持ちをうまく伝えることや相手の気持ちを理解することを苦手とする場合があるために、周囲から理解されずに孤立し、いじめとして認知されにくいことがある。また、家庭の状況等からいじめにつながる場合も想定していなければならない。

こうした教育的配慮が必要な児童の背景を十分理解した上で適切に対処する必要がある。

⑤ 教職員が確かな人権感覚を備え、偏見や差別的言動に対して迅速に指導にあたる。

性的指向※1や性自認※2で悩みを抱える児童生徒にとって、教職員の存在が安心できる身近な大人となるよう努めることは必要不可欠である。当事者は、自分の悩みを秘匿しておきたい場合があることを踏まえ、学校においては、日頃から児童が相談しやすい環境を整えていくことが望まれる。そのためには、まず教職員が性的指向や性自認にかかわる正しい知識をもち人権感覚を備え、性別に関わる冗談を言ったり、からかつたりしてはいけない。そして、性別にかかわるからかいや心ない言動を見聞きしたときには、その言動を差別として認識し、迅速に指導する必要がある。

※1 どの性別を好きになるかならないか

※2 自分の性別をどのようにとらえているか

(3)学校のいじめに対する基本姿勢

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つこと。たとえいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認すること。

また、いじめをなくす取り組みとして、思いやり、助け合える子の育成を目指す。

そのために、以下のようなことを実践する。

- ・児童が安心して生活できる環境づくりを図る。〔心の居場所づくり〕
(教科、道徳、総合的な学習、行事、児童会活動などで、全員が活躍できる場や役割を与えられるよう企画する)
- ・通学団の団長や班のリーダーとしての意識を高め、自主的な活動を促す。
- ・各種集会やえみなごグループ(縦割り)活動の中で、互いに思いやる心を培う。
- ・農業体験活動を通して、望ましい勤労観や助け合いの気持ちを養う。

(3) 育てたい児童の力や教師の役割

育てたい児童の力

- ・思いやりの心や助け合える優しさ
- ・いたわりの気持ち、正しい判断力

そのための教師の役割

- ・学級経営を基本とし、友達どうし助けあう学級づくりを目指す。
- ・いじめを許さない、いじめの傍観者をつくらない学級経営に努める。
- ・アンケートや面談などを通して児童の生活実態を把握し、いじめや不登校の早期発見を心がける。
また、いじめが再発しないように早期かつ適切な対処を図る。
- ・いじめを助長させるような言動をしない。

2 いじめ防止対策組織

この組織としては「生活サポート委員会」がその役割を担う。いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応する。

そのために、職員会議終了後に情報交換会兼生活サポート委員会を開き、児童の生活問題等について共通理解を図り、情報を共有して指導にあたる。また、些細なことでも気軽に話せる雰囲気をつくる。

生活サポート委員会は全職員で構成する。重大な事案については、いじめ対策委員会を開き、第三者も加えて対策を講じる。

(1) 「生活サポート」の役割

- ① 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認
 - ・学校評価アンケートを受け、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- ② 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・年度初めの職員会議で「下条小学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
 - ・学校生活アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ③ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・ホームページを通して、いじめ状況についての学校評価結果を発信する。
- ④ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）
 - ・いじめがあった場合、あるいは、いじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）に努め、いじめであるか否かの判断、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織的に行う。
 - ・事案への対応については、学校体制で迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
 - ・確認できた事実や今後の指導方針については、該当児童の保護者に迅速に伝える。
 - ・問題が解消したと判断した場合も、その後の該当児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。
- ⑤ 組織として機能しているかの検証
 - ・毎月職員会議終了後に情報交換会兼生活サポート委員会を実施し、職員間での情報共有及び児童理解に努める。

3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

この基本方針と豊橋市教育委員会策定の「いじめの予防、早期発見・早期対応マニュアル」「子どもの自殺予

防マニュアル」、および本校策定の「いじめ早期発見・対応マニュアル」をもとに取り組んでいく。

(1) いじめの未然防止の取り組み

- ① いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、すべての児童が安心感を抱き、自己肯定感や自己有用感を感じられる「居場所づくり」「絆づくり」を意識して教育活動を展開していく。
- ② 互いを認め合い、高め合う温かい学級集団づくりを基盤に、児童の個性や能力に応じた教育活動を展開することにより、いじめを生まない人間関係や学校風土をつくる。
- ③ 道徳教育や人権教育を軸に、様々な教育活動を通して、仲間づくりを行い、思いやりの心を育成する。
- ④ 児童が主体的に取り組める活動を展開し、達成感を味わったり成功体験を味わったりすることで、自己肯定感や自己有用感、自他を尊重する態度を育成する。
- ⑤ 児童に「いじめは絶対に許さない」という強い信念をもたせることで、いじめをやめさせたいと思う心を育み、児童の自主的、主体的な活動による「自浄力」を高める。
- ⑥ 性的指向や性自認で悩みを抱える児童は、自分の悩みを秘匿しておきたい場合があることを踏まえ、学校においては、日頃から児童が相談しやすい環境を整えていくことが望まれる。

(2) いじめの早期発見の取り組み

- ① 児童の心身の状況や変化を的確につかむ健康観察を行う。また、児童との日常の交流を大切にし、生活日記や連絡帳、個人面談、休み時間中の雑談等から児童を丁寧に見取る。日頃から児童に寄り添う姿勢をもち、児童や保護者との信頼関係を築く。
- ② 教職員が学校生活のあらゆる場面において一人ひとりの児童を見守り、情報を共有する。
- ③ 定期的に行う「生活アンケート」の質問項目はいじめに特化せず、生活すべてをとらえるものとすることにより児童の実態把握に努める。発達段階に応じた質問文を準備したり、必要に応じて聞き取り調査を実施したりする。
- ④ 定期的な面接だけでなく、教職員が常に児童の話に耳を傾ける姿勢を保ち、養護教諭やスクールカウンセラー等を含め、児童が相談したいときにすぐに応えられるよう、校内の教育相談機能の向上に努める。
- ⑤ 児童の発達段階に応じて教科、特別活動、総合的な学習の時間等を活用して行う情報モラル教育の充実に向け、研修会などを実施する。
また、インターネットやSNSによるいじめ、下校後のいじめなど見えにくいいじめにも注意を払う。さらに、地域から情報が得られるような体制を構築し、いじめの早期発見に役立てる。

(3) いじめに対する早期対応

- ① いじめを認知したら、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに「いじめ防止対策組織」を開き、組織で対応する。その場合には、多方面からの情報を収集、整理することにより全体像を把握し、解決に向けた手順と方針を決定し、共通理解を図る。そして、いじめを受けた児童への支援と、いじめを行った児童の指導を分担し、継続される支援・指導の負担が、担任など特定の教職員だけにかかるないよう留意する。

いじめを受けた児童への支援	いじめを行った児童への指導
<ul style="list-style-type: none"> ・信頼関係ができる教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝える。 ・児童の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン（登下校の方法等）を立てる。 ・心のケアや登下校・休み時間の見守り等、安全で安心できる環境づくりに努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事態の深刻さを認識させ、いかなる事情があっても、いじめは絶対に許されないことを伝える。 ・安易な謝罪で済ませず、相手の心の痛みを理解させ、誠意をもって心から謝罪ができるように指導する。 ・いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行い、自らの生き方をじっくり考えさせる。

② いじめを通報・相談した児童のプライバシーを確実に守る。勇気をもって教職員にいじめを通報・相談した児童の行動を認め、いじめを通報・相談してきた児童の安全を確保するための取り組みを徹底する。

③ 周囲の児童に対しては、自分たちのこととして問題をとらえさせ、いじめの傍観者にならず、いじめ問題の解決に向けた一步を踏み出す勇気がもてるようとする。

④ 校内の組織や教職員だけでなく、保護者の理解、協力を得ながら対応するとともに、関係機関との連携も視野に入れて対応する。

(4) PDCAサイクルによるいじめ防止

学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。

＜いじめ防止年間指導計画＞ P → D → C → A

	教職員の取り組み	未然防止の取り組み	早期発見の取り組み	保護者・地域との連携
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認 ・保幼小情報交換会 ・校内研修① 	<ul style="list-style-type: none"> ・SCの児童、保護者への周知 ・学級開き ・1年生を迎える会 ・1年生と遊ぶ会 ・農園デー（えみなごグループ活動） 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体測定 ・通学団会 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観 ・学級懇談会 ・「学校いじめ防止基本方針」をPTA総会資料、HPへの掲載 ・家庭訪問（所在地確認）
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・学級経営案作成 ・小中情報交換会 	<ul style="list-style-type: none"> ・校区ウォーキング ・運動会応援練習（えみなごグループ活動） 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種健康診断 ・hyper-QU 	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会 ・学校評議員会
6月		<ul style="list-style-type: none"> ・下条・いのちを考えよう週間（講話・道徳授業） ・学校保健委員会 		<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観 ・学校評価アンケート
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・生活サポートに関する巡回訪問 	<ul style="list-style-type: none"> ・農園デー（えみなごグループ活動） 	<ul style="list-style-type: none"> ・通学団会 ・夏休み中の家庭への連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別懇談会 ・夏休み中の家庭への連絡
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導に関する巡回訪問 		<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み中の家庭への連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み中の家庭への連絡
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・校内研修② 		<ul style="list-style-type: none"> ・身体測定 	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み作品展
10月		<ul style="list-style-type: none"> ・野外教育活動（4・5年） ・修学旅行（6年） 		
11月		<ul style="list-style-type: none"> ・下条っ子発表会 		<ul style="list-style-type: none"> ・下条っ子発表会
12		<ul style="list-style-type: none"> ・人権週間（講話・授業） 		<ul style="list-style-type: none"> ・個別懇談会

月				・学校評価アンケート
1 月			・身体測定	
2 月		・学校保健委員会	・通学団会	・学校評議員会 ・授業参観
3 月	・小中情報交換会 ・「学校いじめ防止基本方針」の内容の見直し	・感謝する会 ・6年生を送る会 ・通学団班長指導 ・奉仕活動		・卒業式
通 年	・生活サポート委員会、いじめ早期発見・早期対応チェック（原則月1回、職員会議終了後） ・学校いじめ防止基本方針が機能しているかの検証 ・校内のいじめに関する情報の収集 ・教育相談から気になる児童の洗い出しと対応	・えみなごグループの活動 ・集会における校長講話 ・道徳教育、体験活動の充実 ・わかる授業の充実 ・通学団下校指導	・健康観察の実施 ・SCによる相談 ・担任による個別相談 ・学校生活アンケート ・休み時間の様子	・あいさつ運動 ・相談窓口の紹介

4 自殺・重大事態につながる可能性がある場合の対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、【重大事態発生時の調査対応図】に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「下条小学校いじめ調査委員会」を設置し、事案に応じてスクールカウンセラー、市の臨床心理士や教育相談員を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。
- (4) 自殺予防に対しては、「下条・いのちを考えよう」週間だけでなく、折にふれ、または、必要に応じて随時行う。

5 その他

- (1) 「下条小学校いじめ防止基本方針」は、年度当初にPTA総会やホームページを通して保護者への周知を図る。また、保護者には、随時、いじめ対策の窓口や相談機関などを紹介する文書を配付する。
- (2) 長期休業の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止や早期発見に取り組む。
- (3) いじめ防止に関する校内研修を年2回以上計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。その際、文科省や県教委作成による生徒指導リーフの積極的活用を図る。
- (4) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取り組み評価及び保護者への学校評価アンケートを年に2回実施（6月、12月）し、生活サポート委員会でいじめに関する取り組みの検証を行う。達成目標は、肯定率80%とする。
- (5) 国の基本方針が改定された場合、本校のいじめ防止基本方針も改定する。
- (6) 下条小いじめ対策委員会 構成員
校長、教頭、教務、校務、生活サポート主任、生徒指導主任、スクールカウンセラー、保護司

【重大事態発生時の調査対応図】

